

共通特記仕様書 (R2.9.15 以降に入札公告を行う工事より適用)

○この共通特記仕様書は、全ての工事に適用します。

<目次>

第 1	建設副産物について	• • • •	2
第 2	足場工について	• • • •	2
第 3	深基礎杭内部での作業について（深基礎杭を施工する工事）	• • • •	2
第 4	かご工等に使用する中詰め材（ぐり石）等について (ぐり石を使用する工事)	• • • •	2
第 5	工事現場における標示板（工事看板等）について	• • • •	2
第 6	監督員から明らかに不合理な指示があった場合等の対応について	• • • •	2
第 7	県内開発建設技術の優先使用について	• • • •	3
第 8	労働基準監督署から書面による指導を受けた場合の対応について	• • •	3
第 9	自治会等への説明について	• • • •	4
第 1 0	工事の下請負について（共通仕様書 1-1-1-9 一部改正）	• • • •	4
第 1 1	労働環境等の改善について（共通仕様書 1-1-1-23(6)一部改正）	• • •	4
第 1 2	新型コロナウイルス感染症への対応について	• • • •	5
第 1 3	法定外の労災保険の付保について	• • • •	5
第 1 4	工事提出書類の様式について	• • • •	5
第 1 5	快適トイレについて	• • • •	5

第1 建設副産物について

(土木工事共通仕様書 (P 1-13 1-1-1-18 4~6) 補助説明)

建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出量の大小及び有無にかかわらず、請負代金額が100万円以上の全ての工事を対象とする。

第2 足場工について

- 1 受注者は、足場の施工にあたっては、「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省・平成21年4月)」に基づき、足場からの墜落事故防止に努めるものとする。

第3 深基礎内部での作業について

(平成18年8月25日付け技第596号「県土整備部建設工事事故調査委員会の調査結果について」で通知)

- 1 受注者は、当該工事の深基礎内部ではエンジン付き排水ポンプの使用を禁止する。
- 2 受注者は、深基礎内部で内燃機関を有する機械を使用する場合は、杭の深さに関係なく換気設備(安全施設)を必ず設置する。

第4 かご工等に使用する中詰め材(ぐり石)等について

(平成19年3月13日付け技第1302号で通知)

- 1 かご工等に使用する石は、原則として天然石とし、割ぐり石を使用する場合は[JIS A 5006(割ぐり石)]の規格に適合した石でなければならない。ただし、原石は、花こう岩類、安山岩類、砂岩類、凝灰岩類、石灰岩類、けい岩類とする。

また、かご工等に使用する石は、扁平細長ではなく、堅硬、緻密、耐久的で、風化凍壊の恐れのないものでなければならない。

第5 工事現場における標示板(工事看板等)について

(平成26年6月17日付け技第416号「木製工事看板の利用促進について」で通知)

- 1 受注者は、工事現場における標示板(工事看板等)については、木材を利用した製品の使用に努めること。
- 2 使用する木材は、県内の森林から産出され、県内で加工されたものを原則とする。

第6 監督員から明らかに不合理な指示があった場合等の対応について

工事の施工にあたり、監督員から手続きを逸脱した指示を受けた場合や受注者からの質問に対する監督員の回答が遅い場合等は、当該監督員が所属する発注機関の事務及び技術の副部長等が受注者の相談窓口となる。

第7 県内開発建設技術の優先使用について

1. 一般事項

工事に使用する製品・工法は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、和歌山県土木工事共通仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、監督員が承諾した場合はこの限りではない。

なお、上記の条件を満たすものが県内開発建設技術で確保できる場合は、その優先使用に努めるものとする。

ここでいう県内開発建設技術とは、「県内開発建設技術登録制度実施要綱」及び「県内開発建設技術登録制度運用細目」に基づき登録されたものをいう。

2. 調達

受注者は、製品・工法の調達に際し、県内開発建設技術の優先使用に努めなければならぬ。

3. 県内開発建設技術の定義

県内に主たる事務所を置く企業、組合等で開発した建設工事に係る製品・工法をいう。

具体的には、次のいずれかの公的機関等で登録又は証明されたものとする。

- 1) 国土交通省のNETIS（新技術情報提供システム）に登録された製品・工法
(過去に、NETISに登録されたものを含む)
- 2) 特許権・実用新案権取得済みの製品・工法
- 3) 法令等により定められた技術基準を満たすものとして（一財）土木研究センター等の技術審査証明実施機関により証明された製品・工法
- 4) 和歌山県の先駆的産業技術研究開発支援事業を活用して開発された製品・工法

4. 協議

受注者は、県内開発建設技術を使用する場合、事前に協議書（工事打合簿等）を発注者へ提出し、発注者の承諾を得て使用する。

ただし、県内開発建設技術を使用しても、設計変更（増額変更）の対象としない。

第8 労働基準監督署から書面による指導を受けた場合の対応について

労働基準監督署から是正勧告等の書面による指導を受けた場合は、速やかに監督員に報告しなければならない。

第9 自治会等への説明について

- (1) 工事着手時における自治会等に対する説明が必要な場合は発注者のみで行うため、監督員の求めがあった場合、着手時期や施工順序などの必要な情報を提供すること。
- (2) 受注者は、自治会等に対して工事の施工を前提とした金品の提供を行わないこと。ここでいう工事の施工を前提とした金品の提供は、当該地区で工事を施工するからという理由で行う寄付や協力金等の提供であり自治会等からの要請の有無を問わない。ただし、毎年祭り等へ受注者が実施している寄付や、工事箇所に近接する住民等に儀礼の品を配布することを対象としない。
- (3) 上記(1)、(2)に関して、発注機関の事務職及び技術職の副部長等が受注者の相談窓口となるので、疑義が生じたときは事前に相談すること。

第10 工事の下請負について

(土木工事共通仕様書1-1-1-9の一部改正)

受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整すること。
- (2) 下請負者が和歌山県の建設工事入札参加資格者である場合には、入札参加資格停止期間中でないこと。
- (3) 下請負者が和歌山県の建設工事入札参加資格を有しない者であるときは、和歌山県から不等要求行為等を行ったとして認められた期間中でないこと。
- (4) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

第11 労働環境等の改善について

(土木工事共通仕様書1-1-1-23(6)の一部改正)

受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

第12 新型コロナウイルス感染症への対応について

- (1) 現場状況等を勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定者が触れる箇所の定期的な消毒など感染予防の対応を徹底とともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) 作業従事者等に新型コロナウイルス感染症の感染者があることが判明した場合は、速やかに発注者に報告することおよび保健所等の指導従い適切な措置を講じること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一時中止措置等を希望する場合に、延長を希望する期間のほか、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組状況（テレワークや時差出勤の状況等）、従業員の状況（従業員自身の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等）、地方公共団体からの活動自粛要請などの事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、工事の一時中止や設計図書等の変更を行う。
- (4) (2)、(3)により、工期の見直しや請負代金額の変更等が必要な場合には、特段の事情がない限り、受注者の責によらないものとして取り扱う。

第13 法定外の労災保険の付保について

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

また、受注者は、保険契約を締結したときは、工事請負契約書第54条第2項の規定に基づきその証券又はこれに代わるものを作成し、発注者に提示すること。

第14 工事提出書類の様式について

工事提出書類の様式については、情報共有システム（ASP方式）を活用するなど、建設業の働き方改革に資する場合にあっては、監督員の承諾を得た上で土木請負工事必携掲載の様式によらざりしことができる。

第15 快適トイレについて（災害復旧工事及び単価契約による工事を除く）

本工事は、快適トイレを設置する試行工事の対象とする。

実施にあたっては、「快適トイレを設置する試行工事実施要領」に基づき行う。

○快適トイレを設置する試行工事実施要領

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/toilet/index.html>